2026年11月10日

各　位

会　社　名　株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長　　金　本　彰　彦
（コード番号：2588　東証スタンダード）
問 合 せ 先　経　営　管　理　本　部　Ｉ　Ｒ　部
（https://premiumwater-hd.co.jp/contact/）

社債発行の包括決議に関するお知らせ

当社は、今後の事業展開を鑑み、財務内容の健全性の確保、資金調達手段の多様化を目的に、2026 年 11 月 10 日付で募集社債の発行に関する取締役会決議（包括決議）を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．社債発行の概要

（１）募集社債の種類：国内無担保普通社債（公募債）

（２）募集社債の総額：金 50 億円以内
（ただし、１回又は複数回に分けて発行することができる。）

（３）募集社債の発行時期：2026 年 11 月 11 日から 2027 年３月 31 日まで
（ただし、2027 年３月 31 日当日までに募集が行われた場合については、発行時期に含まれるものとする。）

（４）募集社債の利率：償還期限とほぼ同じ残存期間を持つ日本国債流通利回り+2.0％以下

（５）募集社債の払込金額：各社債の金額 100 円につき金 100 円

（６）募集社債の償還金額：各社債の金額 100 円につき金 100 円

（７）募集社債の償還期限：３年以内

（８）募集社債の償還方法：
満期一括償還（ただし、発行後の買入消却及び期限前償還条項を付すことを可能とする。）

（９）担保及び保証：担保及び保証は付さない。

（10）財務上の特約：
担保提供制限条項のほかに社債発行に際して必要とされる特約を付す。

（11）手取金の使途：
設備資金、投融資資金、社債の償還資金、借入金・リース債務の返済資金及び運転資金に充当する予定。

（12）社債、株式等の振替に関する法律の適用：
本取締役会の決議に基づいて発行する募集社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）」の適用を受けることとする。

（13）その他：

①この募集社債の発行にあたり、起債環境の変化に対応するため、会社法第676条各号に掲げる事項及びその他募集社債の発行及び募集に必要な一切の事項の決定は、本「１．社債発行の概要」の範囲内で当社取締役 清水 利昭 に委任するものとする。

②この募集社債の発行に関し、各契約書を含む必要な一切の書類の作成（必要な修正を含む。）、署名、交付その他一切の行為をなす権限を当社取締役 清水 利昭 に委任するものとする。

２．今後の見通し

この募集社債の発行による当社の 2027 年３月期の連結業績に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

本開示「社債発行の包括決議に関するお知らせ」は、当社の社債発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はこれに類する行為のために作成されたものではありません。

以　上